

近代大阪における雑菓子業界の発展過程

中 島 孝 夫

はじめに

本稿は、大阪、松屋町筋において明治前期に出来始めた菓子製造業と菓子問屋の集積について、大正、昭和期での歴史の変遷過程とその形成要因について検討を進めていく。嗜好品である菓子の世界は、上菓子（和菓子・干菓子）が京都で盛んになるとともに全国にも和菓子の有名店が存在するようになった。しかし、一般庶民向けの菓子であり、雑菓子と呼ばれるものも、大阪をはじめとして全国的に知られるようになった。

では、雑菓子とは何か、「雑」という聞こえの良くない字を冠するために業界人でもあまり使いたがらない名称ではあるが、それにして日本の特に大阪の食品産業史の記録史に残しておくべき文化的資産であることは間違いない事実である。元禄時代の『国花万葉記』に、

「雑菓子は民家の食にして貴人の食するは稀なり、杉折りに詰め難く、晴れなる客人に出し難し」とあり、『近世日本食物史』には、「文政、文政以来江戸の神田竜閑町並びに大和町、豊島町この辺に雑菓子問屋数百軒あり、いずれも雑菓子製造組合の標札を店頭に掲げ、大和障子の家あり、千本格子の店あり、或は箱に笹に満盛したる菓子品類、金花糖、しかん糖、有平糖、らくがん、おこし、羊羹、飴、亀の甲煎餅等と称する雑菓子のみなり」とある。また、明治十九年菓子税法による『菓子製造帳』では、蒸菓子・干菓子・雑菓子の三種類に類別されている。雑菓子という名称は以上のようにわが国では十八世紀から使われていたことがわかつている。他に駄菓子という菓子の名称があり、関東以北では雑菓子と同等の扱いを受けている。関西では雑菓子より一段と低級菓子のような扱いが多かった。現在では、分類上

駄菓子も雑菓子の中に含められ、流通販売されている。さらに、流通菓子は文字通りスーパーマーケット、コンビニエンスストアが圧倒的な存在感をもつに至って以来の名称であり、明治、大正、昭和前期の時代については雑菓子という名称を使用せざるを得ない。

菓子業界では、今も和洋生菓子は自家製造店頭販売が多く、菓子全体売上額の三割弱を占めている。雑菓子業者はおしなべて自家店舗を有しておらず、卸問屋に販売を依存している。つまり、雑菓子を論ずる場合、これら和洋生菓子業態は含められていないのである。

一八八一（明治一四）年、日本の国家財政は破局の寸前であった。財政の責任者松方正義は、財政再建を手がけるに際し、たばこ税、酒税の消費税を大幅に増徴し、さらには菓子税・醤油税が新・再設された。一八八五年五月八日に公布され、同年七月一日に菓子税が施行されるや、各地で菓子業者の団結行動が生じ、菓子税全廃の陳情運動が勃発した。そのうち、一八八九年の国会開設時に菓子税法が廃止され、一八九六年に菓子税問題は終息した。その後、各地の菓子業者は組織の未熟さを悔いて、同業組合の設立を急ぐようになった。しかしながら日本の菓子業界は当時、上菓子業者と雑菓子業者とに二分されていた。そのうえに、都市と地方、そしてメーカーや大小卸問屋、さらには仲卸、小売商とで分野が異なり、互いに存在を主張するが組合結成等に協力することには全く不慣れであった。

一八九六年から菓子同業組合結成への動きが具体的に始まっていくが、その間、大阪菓子業界はどのように推移していたのであろうか。

無統制で、無組合の状態だったのか、菓子業者はどのような動きを示していたのだろうか。本論文では大阪菓子同業組合の設立事情について検討していきたい。この時期にあつて大阪菓子業界では、大阪菓子同業組合を中心に、多くの任意団体による大阪雑菓子業界が形作られており、菓子問屋が業態を確立させる以前に仲卸業者集団が存在していた。大阪の雑菓子業界が一八八七年既に松屋町筋において活躍していた仲卸集団「盛立会」を取り上げる。菓子問屋の先駆的存在にこの「盛立会」がある。雑菓子業界は特異な流通機構であつて、当時メディアも交通機関も殆んど存在しないにもかかわらず、活発な商戦が繰り広げられていた。本稿では松屋町筋そして難波に菓子問屋の商業集積が存在した事実を明記しておきたい。

一 大阪菓子同業組合の創立まで

(一) 大阪菓子同業組合の前身である大阪菓子商組合について

菓子商組合は業者間では菓子仲間と呼び合つており、組合組織とは程遠く、多分に株仲間意識を保持していた¹⁾。一八七二（明治四）年までこの組織形態で運営されていたが、一八七二年での各藩知事の廃止とともに、菓子商仲間にも解散の命令があつた。このとき以降、関係者は新たな組織の形成に向けて尽力する。この願いが容れられ一八七四年三月組織結成の許可が下り、従来の仲間規約を改廃してここに菓子商組合が誕生した。

大阪菓子商組合総取締役は第一期から第8期まで、勢田久右衛門、高岡又佐衛門、斎藤清七、中村実、杉谷秀之助、斎藤彌七、福島宗助、藤田善助の七氏が務めた。⁽²⁾一八八五年の菓子税問題に大阪が組織的に対応できたのは、この組合の存在が寄与している。ところが同業者の福利増進、社会的地位向上の面については不備が多く、菓子価格の競争は激化し、種々の悪弊さえ生じていた。とはいえ、この間、組合員数は一千五百人程に増加していた。⁽³⁾この大阪菓子商組合設立とともに、準則組合として松屋町に雑菓子商組合が誕生し、餅饅頭商組合、砂糖漬掛物商組合等業種別組合が誕生していった。

一九三七年、「大阪菓子新聞」が『大阪菓子同業組合三十周年記念号』を発刊した。その企画のなかで、当時の組長クラスが呼ばれ座談会を開いている。第4期組長熊野又太郎はその間での事情を伝えている。⁽⁴⁾

藤田善助以下六四名は發起人会を組織し、重要物産組合法に基き組合を設立申請する。下の申請書は、大阪菓子同業組合「創立三〇周年大座談会」の折りに出席者の書記長武田一鑑が準備していたものである。⁽⁵⁾

重要物産同業組合設置発起認可申請書

一、私儀従来菓子製造又は販売業のものに有之候儀近時我邦商工業の発展と共に業務の何たるを問わず諸般の改良を要すると

同時に営業上の弊害を阻止し信用を維持し且販路の拡張を図るは営業上最も必要の次第と奉存じ候

二、乃ち之を遂行せんには同業者の歩調を一にし、尚協同一致するに非ずんば斯業の改良発達の如きは望むべからざる儀と奉存候之今般大阪市並びに堺市一円を組合地区とし明治三三年法律第三十五号重要物産業同組合法に基き大阪地区に於ける菓子製造者並びに販売業者の同業組合設置致度候間発起御認可相成度

明治四十年七月五日

大阪菓子製造販売同業組合

菓子商総取締役

藤田 善助

雑菓子製造業総取締役

中山 鶴吉

砂糖漬製造業

潮江 儀助

雑菓子業取締役

小林林之助

以下六十名

右記の申請書で分かるように、大阪菓子製造販売同業組合には菓子製造者と販売者の双方が参加している。大阪の雑菓子業界では、当時ほとんどの菓子問屋が菓子製造も行っていたことを反映している（大阪菓子製造販売同業組合は大阪菓子同業組合設立前に仮に付けた組合名である）。

(二) 大阪における菓子問屋の発生

明治中期まで掛物菓子と菓子問屋は未分離の状態であった。掛物菓子とは金米糖、蓬菜豆、万歳豆、生姜糖類のことをいい、一般に菓子は数売りであったのに、これら掛物菓子は目方売りである。天秤に掛けて目方で売る。この目方売の菓子を総て掛物というようになっていた。普通の数売菓子はほとんどその地方の小売店で販売されるか、あるいは仲卸によって近距離のところでは販売されたが、製造業者自身はこれ等の菓子を地方へ売りに行くようになり、さらに他の製品も扱うようになっていった。そして菓子問屋のなかにも地方へ売りに行く問屋の業態が生まれた。同時に自家製品を持たない全品仕入の地方移出問屋が誕生する。⁽⁶⁾ 大多数は焼菓子か飴菓子製造から問屋に転向したものである。さらに、明治中期には森永特約店になることが当時のステータスとなり、大阪では中川、三宅、三木、濱田に加えて、本来は焼物製造業者であった奥野も森永の特約店となり問屋業界に進出していった。

(三) 仲卸集団「盛立会」誕生の経緯

大阪で松屋町は菓子問屋の代名詞となっていた時期があった。松屋町筋に菓子問屋の集積が始ったのは明治初期である。それ以前は問屋街ではなく、菓子の製造業者たちがいわゆる駄菓子（一文菓子）の製造を始めていた地域である。種々の菓子が揃うと、そのところに仲卸たちが仕入に集まって来る。製造業者と仲卸たちとがともに繁栄して

いた頃の一九一一年に「盛立会」⁽⁷⁾が誕生した。仲卸とは、抽出し付きの箱車を曳いて各地の小売店を廻る商人を指し、最盛期で約二三〇名を数えた。彼らは大阪市内はもちろんのこと近畿内および遠くは播州、丹波、紀州、四国の徳島方面まで販売していた。⁽⁸⁾ この仲卸には組合があつて二七組に分かれ、それぞれの縄張りを守っていた。盛立会会員は親子、兄弟、主従や本家、別家、分家等で結ばれていたから、内部は親密でその組織力は外部に向かって発揮されていた。

盛立会の設立目的と事業は会員相互間での親睦と利益保護であつて、会員製造以外の製品取扱については一定の規制があり、部外品の販売は役員会での許可を必要とした。それが製造業者の利益擁護に役立つていたが反面で不自由さもあつた。こうした窮屈さももともとは親子や主従関係が強固なためによく守られ、役員命令は絶対的で、さながら親分子分の如き関係にあつた。⁽⁹⁾ 内部はよく統制されていたが問題は外部との関係にあつた。零細商人である仲卸には縄張り争いや価格競争等で紛争の絶え間がなかつた。これを調停するのが盛立会のほとんどの仕事で、つまり末端配給の統制ともいうべき任務を負っていたのである。そのほか新規営業の許可、問屋業者の無届け部外品販売の調査、仲卸業者の不払いに対しては会員全部に通知し彼らとの取引を拒絶するなど、また競争相手との対抗上仲卸への歩戻しを増したり、通行しづらい地点を行商する仲卸へは車の破損料を見込んで特別歩引を認めるなど、自治的統制と会員相互扶助という共存共栄の精神が発揮されていた。

このように松屋町筋における「盛立会」が大阪菓子業界の発展に果たした功績には大きなものがある。しかしながら、彼らが雑菓子を商い零細な業者であったこともあり大阪の歴史に記録が残っていない。「盛立会」の歴代会長の事蹟も焼失している。

また、一九〇八（明治四一）年までの時期には、松屋町筋だけに菓子業者が集積していたのではなく、難波にも菓子街が存在していた。それは一八九九年頃、難波元町五丁目数軒の雑菓子製造家が開業したことに始まる。この付近には難波市場と木津市場があり、青果、野菜、干物、魚類を仕入に來た八百屋、魚屋が副業として帰りながらも菓子を入り入れて行き、業者も次第が増えていった。その頃、南海鉄道の今宮駅ができ、南河内、大和、紀州方面の客は松屋町筋に行くよりも難波で仕入れた方が便利になった。徐々に難波にも仲卸業者が集まるようになり、一九〇七年頃には業者数も八〇軒ほどになり、松屋町筋の菓子業者へ多大な脅威を与えるようになった。難波菓子街がかくも急速に発展したことは地の利による好条件もあったが、松屋町の閉鎖主義に対してここでは開放的であった事も一つの原因であることが指摘できる。松屋町筋では先述したように、親子兄弟の分家や一定の年季を勤め上げた別家でなければ開業が認められず、取扱商品にも制限を設けて無許可品の販売を禁止していた。したがって松屋町筋で開業を許されない業者が難波で開業するようになり、どのような商品も自由に販売できるようになったのである。

(四) 難波の共益組

業者の数が増加するにつれて難波においても組合結成の必要が生じた。松屋町筋の盛立会に対して難波には共益組が結成され統制にあたった。開放的であったとはいえ、ある程度の統制と取締は行なわれていた。例えば新規加入者からは入会金五円を徴収しており（松屋町盛立会では加入金二〇円）、共益組では下記のような証文を会員業者からとっていた。

証書

一、私儀従前ヨリ柿餅卸売営業有之候間今般菓子兼業候二付御組合共益組二加名仕候就テ八加入金トシテ金五円相納メ申候然ルニ私方販売方従前ヨリ十八個売致シ居リ候ニ付御組合規約トシテ十五個売トノ相違有之候ニ付止ムヲ得ザル儀
二付御組合退員仕候、就テ八木津難波一円ニ於テ菓子販売致ス間敷候間前条ノ金額御返済被下度候若シ此後ニ至リテ右違約致シタル場合ニ於テハ如何ナル御処置モ相受候共決シテ違儀無之候、依テ約定証書差入如件

明治三十八年十月六日

南区難波東神田町四十四番地 徳田菊蔵

共益組 御中⁽¹⁾

これにより、売値の協定が厳しく守られ破約者は退会を迫られ、そ

の地では営業を許されなかったことが窺われる。また5円の加入金を取り戻すためにもこうした証文が差し入れられる必要があった。仲卸人が仕入取引を行なうにも左記のような証書の提出を必要とし、組合員以外との取引はできなかった。

申込書

一、今般私儀組合製造ノ菓子引売営業ヲ以テ組合ヘ加入候処確
実也、然ル上八組合規約可相守八勿論ノ事組外ノ代呂物一
品タリトモ引売致シ候節八組合ヨリ如何様ノ御仕置ヲ相受
候共一切異議無之候依テ申込所如件

明治四拾年六月式拾三日

大阪市南区難波東神田町四拾六番 村上齊三

共益組 御中⁽¹²⁾

また共益組の公正証書も残されている。共益組維持基金として、一名につき一ヶ月金一円五〇銭の積立貯金を行なったことが記載されている。⁽¹³⁾ 共益組役員は順次交代し、新地留吉、岸本豊吉、松田作二郎の諸氏が有力者である。こうして共益組は九〇名となり、そのなかでも松田、村上、植田、岸太、笑顔堂等が有力問屋である。そのうち製造業者・問屋混成の共益組では利害の衝突が多く一部融和しないこともあって製造業者だけからなる共愛会が誕生した。共愛会は菓子統制の時代まで続いていく。⁽¹⁴⁾

二 不況下の大阪雑菓子業界

(一) 大阪菓子新聞の発刊

一九二五（大正十四）年六月、大阪菓子新聞が稻荷多良助によつて発刊された。日本飲食料新聞からの独立である。当時、業界新聞は既に約二〇あると言われている。⁽¹⁵⁾ 大阪雑菓子業界の様子について、この大阪菓子新聞から見ている。大阪菓子新聞の創刊号では、読者に対して大阪菓子同業組合への加入を呼びかけている。組合あつての業界新聞という基本方針で記事が構成されている。したがつて大阪菓子同業組合についての記事がことのほか詳しい。未加入者諸君に謹告と題した、組合側の記事も掲載されている。⁽¹⁶⁾

大阪菓子同業組合は一九〇八（明治四一）年五月二一日農商務大臣の認可を受けて重要物産組合法という法律の規定による同業組合として成立した。堺市内において菓子の製造あるいは販売もしくは取次を営業としている者たちには加入を呼びかけている。

ところで同業組合は何の為に組織されたのであるか、あるいは如何なる仕事をしているか、組合に加入すればどんな利益があるのか、そして組合に加入しなければどんな損があるのだろうか。

(二) 大阪菓子同業組合の組織

一九〇七（明治四〇）年、大阪菓子同業組合は業界を四部と堺市の五つに分けていた。第一部は生菓子、焼菓子、煎餅で約六〇〇名、第二部は餅饅頭約三五〇名、第三部雑菓子、飴菓子、米菓子、粟おこし

で二五〇名、第四部は掛物・問屋で約百名、第五部は堺支部約一五〇名で合計一四五〇名であった。有権者はしたがって一四五〇名で、役員選出方法については各部から人数割で一名の議員候補を推薦する。推薦された議員候補四〇名で選挙が行なわれて、組長、副組長、会計、評議員、代議員議長、副議長などを決定していく。相談役は前・元組長、副組長となる。任期は二年であるが、当初十年間はなぜか中途辞任が多かった。

しかしながら、生菓子業者と問屋・中卸業者とはもともと接点がなく、同業者であっても話題が合わない。問屋と雑菓子製造業者もともに利害が相違する場合がある。生菓子業者と雑菓子業者とも話題が噛み合わない。そこで共通の案件だけを議案として取り上げることになったが、次第に組合としての意味合いが希薄化してくるようになった。ところで、日本各地には郷土菓子、土産物などが存在する。全国菓子飴大品評会（後に全国菓子飴大博覧会）が一九一一年から今日まで二六回にわたり継続しているのは各地に菓子が存在するからである。しからは同業者組合の上部組織として連合会があつてしかるべきではないか、全国共通に思いは同じであつた。連合会構想は、菓子税問題の一八八五年からあつたが、創立に漕ぎ着けたのは一九二五年のことである。同年五月、東京市に各地の加入組合中五十余組合から代表者百数十名が集まって、会長今村太平次（東京）、副会長福島宗助（大阪）、同三輪伊三郎（名古屋）などの推薦理事を決定した。長時間を要し、苦心の末出来上がった連合会であつたが、初代連合会長今村太

平次は数年して辞任を訴える。余りにも各地の同業組合が非協力だと嘆いている。しかしながら、この連合会は以後全国菓子飴大品評会を主催するに至る。

(三) 第六回全国菓子飴大博覧会の京城開催

一九二五（大正十四）年十一月、京城菓子商組合会長本吉清一、理事長藤貞市から、全国の菓子同業組合へ、第六回全国菓子飴大品評会開催趣意書が送られている。意気軒昂な趣意書であり、この時代における日本人の持っていた心意気が示されている。

朝鮮京城での全国菓子飴大博覧会であるから、外地開催の特徴があるだろうとの予想を誰もが持ったに相違ない。しかし、出品要領はほとんど第五回までの全菓博と変わらない。朝鮮各地から参加はあつたのだが日本人だけの博覧会で朝鮮人の参加、出品は考えられていない。当時の状況なのであろう。

第六回全国菓子飴大博覧会の際立つた特徴は寄付者出身の多彩さであった。内地からは当然として、京城、平壤らの朝鮮半島はもとより、大連、奉天等中国各地の菓子製造業者から多額の寄付金が集まった。これ等住所の人々は全て日本人あるいは日本名である。どのような菓子を製造し、誰にどのように販売していたのかを知りたいが今となっては調べようもない（第六回全国菓子飴大品評会『京城菓子商組合事務報告書』九四―一〇五頁より）。

(四) 全国菓子共進会の開催

大正から昭和初期にかけては、全国菓子飴大品評会とは別に、地方都市の各地で全国菓子共進会が開催されていた。例えば一九三〇（昭和五）年四月十一日より同月四月二〇日まで、松江市内の会場で開催された。全国菓子業組合連合会山陰支部設立記念として開催され、主催は松江市菓子商組合であった。出品数では大阪府下企業が圧倒的に多く一位であった。不況下ではあったが世間は和やかさがあり、大阪菓子同業組合組長の江崎利一は、「全国菓子産業ノ縮図トモ目スベキ本拳推八同業者ヲ裨益シ一般人ニ向カッテ菓子需要喚起ノ好宣伝タルヤ勿論ナリ。」と祝辞を述べた。しかし、当時は経済界が不振で菓子の輸入品が入ってきて、国産でも欧米商標や意匠などの偽物が横行しており、迷惑を受けていたグリコ社長の江崎利一は褒賞式祝辞で、そのことについても言及していた。

(五) 製販一体の株式会社

大正の頃での株式会社設立については、菓子業界の同業者がお互いに株主として参加していた。発起人や賛成者として株を引き受けている。業界新聞に株式会社が設立時に広告を出しその旨を周知徹底させていた。製造家は合資会社が多く、販売量が増加し、機械化、大量生産の機運があった。菓子問屋側は有力な特約店をいかに多く獲得するかを競っていた。資本を投入してでもその商品を手手したい。製販一体で株式会社を設立した。しかし、不況下での船出であり、倒産しな

いという保証はなかった。当時有名だった大系製菓株式会社が失敗している。また渡月堂製菓株式会社による株式募集広告の存在が知られるが、紙幅の関係上ここでは省略せざるを得ない。

株式会社化を進めていくに際して万一のことが発生すると、業界全体が結果として具体的な不利益に直面せざるを得ないこともある。あえて、株式会社をそのように業界に閉じ込めるがこき仕組みを目指したのか。大系菓子新聞では、著名な製造工場が株式会社組織になつていったことを明らかにしている。しかしながら、戦時の非常時体制が敷かれるや、株式会社化はほとんどなくなっていく。

大阪の場合は全国的に見て業者数は多い。先述のように、全国菓子飴大品評会への出品者数などは圧倒的に多い。しかし、株式会社数は僅少である。大系菓子新聞の広告から株式会社を拾うと、以下のようである。

森永製菓関西販売株式会社、大阪三河屋製菓株式会社、大阪中央商事株式会社、大系製菓株式会社、渡月堂製菓株式会社、ヤマト製菓株式会社、丸三製菓株式会社、大阪のしや製菓化学研究所、株式会社立誠堂、大阪菓子株式会社、乾卵食料品の計一社（ただし、一九二一年から一九三五年まで、グリコは大阪であるがこの時点では合資会社であった）。合名会社、合資会社が業者数のおよそ一割を占めていた。後は「本舗」とか「〇〇製造所」、「〇〇所」という名称がほとんどである。雑菓子業界には当時二五〇〇人が在職していたから、この株式会社数はあまりにも少ない。大正時代における大阪の菓子問屋で

株式会社は一社もなかった。先の渡月堂株式会社の例では、取締役や発起人には菓子問屋が多く加入していた¹⁸（なお、付言しておくとして一四年現在、「本舗」は僅少、「〇〇所」という名称は完全に消滅している）。

菓子業界のなかでは、雑菓子業者の数は七五〇八〇%を占めていた。しかし、量産できた品種はキャンディなどに限られ、「煙突組」と呼ばれていた。それ以外の菓子類は小規模生産であった。したがって株式会社の設立も少なかったのである。

三 都市集中と公設市場

(一) 人口の都市集中と菓子

第一次大戦後の好景気時も、その後の不況下においても、雑菓子業界は苦境にあえいでいた。大大阪菓子新聞が創刊された一九二五年に大阪市では第二次市域拡張により東成、西成両郡の全域にわたる四ヶ町村の合併が実現することになった。この結果により従来の面積五十八平方キロ余が一躍百八十一平方キロ余となり、人口も一三二万から二一一人に増加し、当時国内第一位、世界第六位の大都市へと躍進することになった。かくしてこの編入によって新たに西淀川、東淀川、東成、住吉、西成の五区が誕生し、旧市の東西南北の各区が分区分されて八区に改められた。それにより全市は十三区の行政区に分かれるに至った。市域拡張の政策にちなみ、大戦ブームによって大阪市

内に煙突が立ち並び、農村の過剰労働力が都市に吸引され、人口は増加していた。人口増を反映して、無秩序に市内、近郊へ中流階層以下の人々が住む住宅が広がり始める。他方で大阪の富裕層は大阪市での環境悪化にともない阪神間に移動する。この人口移動現象が大阪の雑菓子業界を発達させ、上菓子、洋菓子店などの高級店が大阪に少ない原因にもなっている。不況続きでまた菓子業界に人が集まることもなかった。四国に仕事がなく、大阪に来る。現実に直面し菓子屋でもするかと菓子の仲卸になった人がいた。松屋町と菓子小売店を往復するのだが、実際はすでに数店の菓子問屋や仲卸で固められ、隙間がない。自転車で尼崎まで小売店を求めて日参したという話もある。

(二) 公設市場内の菓子小売店

大阪にもし公設市場がなければ松屋町筋菓子問屋街は存在しなかったし、菓子製造業も仲卸も集積しなかったであろうと思われる。一八八九（明治二二）年、大阪市は人口四七万人で発足した。第一次市域拡張ならびにその後の市制発展（人口の都市集中）により市制開始後の二三年間で人口が三倍になった。大戦後の異常インフレで米騒動が勃発し、人口数が変動した。生活困窮者のために大阪府は大阪市、財界と共に大阪救済事業後援会を発足させた。大阪市内に住む人が入れ替わったようである。中流階層以上の家庭は周辺へ住宅を移す。後に地方から職を求めてやって来るのは生活困窮者予備軍である。そこに雑菓子業界が発展する大きな機会があった。救済事業後援会は集めた

資金に市費も加えて廉売を原則とする公設市場その他の社会施設を充実させることになった。大阪市も救済課が社会部となり、一九一八年四月、全国初の公設市場が誕生した。仮設市場から恒久的施設として設置された。境川、天王寺、福島、谷町、翌年には空堀、築港、本庄、西野田、木津の各市場を加え、一九二六年までに四七ヶ所、一九三五年までには五四ヶ所を開場、店舗数は二〇三七軒に達した。これら公設市場、あるいは徐々に増加しつつあった私設市場に一ヶ所の菓子小売店が存在し、いずれも販売されている菓子類は松屋町筋経由であった。

(三) 公設市場内外での紛争

市場内には砂糖売場と菓子売場が別々になっていて、砂糖店が菓子を扱うことはない。また、菓子屋も砂糖を売ることもない。しかしながらある市場の砂糖専売店が砂糖菓子を買ったのである。菓子店にも砂糖菓子がある。同じものを他店が売るとは何か、商売妨害である。菓子店が息巻く。とはいえ大正七、八年頃は砂糖店の経営が厳しい状況でもあった。砂糖屋が砂糖で出来た菓子を買って何が悪いと、業界同士の問題に発展した。分野調整の難しい問題を抱えていたのである。しかし、例えば境川公設市場の配置図を見ると、二階売場二六ブースの内、菓子店舗が四店ある。砂糖店は一店である。菓子店舗の圧力が強かったのではないだろうか。

また、公設市場内では二割程度、既存の小売店より廉価であること

が設立趣旨に触れられている。ところが、このような公設市場が出来るとは断然許せないのが既成小売店と私設市場であった。我々の仕事を奪う気かと公設市場排斥論も当初よりあった。

おわりに

一八九六（明治二九）年頃から組合結成に向けての気運が高まり、一九〇八年にはようやく発足した菓子同業組合の設立事情は、業界にとっては画期的であった。明治前期の雑菓子業者と組合設立当時の業者はほとんど入れ替わっていた。そして業者数は一九〇八年一四五〇名、一九一九年一五〇〇名、一九四一年四七〇〇名と幾倍にも増加していた。（『近世日本菓業史 上の巻』菓子公論社、一九五五年、三六七頁。）

大阪雑菓子業界に製造業者販売、業者が一体となった大阪菓子同業組合が設立されたことよって大阪菓子業界の組合組織化がなされ業界が整ったのである。

当時の大阪菓子同業組合が活躍していた大阪は「煙の都」であった。新しい人たちにとってはこの、言葉は公害というより大阪の繁栄を誇るものとして使われていた。行政の対応は大幅に遅れていた。ようやく一九三二年になって「煤煙防止規則」（大阪府令）が定められた。大阪市民は逃げ出して当然だった。私鉄が発達し、郊外に住宅が建てられ移動していった。大阪は煙の都で仕事を見つけた人たちの都

市となった。

この新しい大阪市内の住民（煙の都民）こそが雑菓子の顧客なのであった。菓子業者、職人、仲卸、問屋に働く人の出身地はほとんどが地方出身者であった。菓子の業種と県名に関連があった。菓子で成功した人を頼って同じ町の人がやって来り、呼び寄せたりしたのである。

大阪菓子商組合の構成員の子孫が大阪菓子同業組合員ではない。大阪菓子同業組合員はなにか煤煙承知の人たちであった。雑菓子の供給者も需要者も大阪生まれではなかった。大阪菓業青年団は当時、得意先マラソン大会等派手な行事を行っていた。彼らは大阪生まれも多くなっているが事業継承は極度に少なかった。それはなぜであろうか。企業合同や、戦災など苛酷な環境変化が事業継承を阻んだのである。しかしながら、大阪には大正時代以来大阪人の菓子業者が元々少なかったことがその根底にあるのではないかと考えられる。

参考資料

資料 一

大阪菓子同業組合の誕生

第四期組長、熊野又太郎談

「明治四〇年、正月には毎年春集會と云つてその年の勅題の菓子を作り、府、市の方をお招きして見て戴いていました。…（中略）：松

屋町の雑菓子組合、砂糖漬掛物商組合、餅饅頭商組合を勧誘して、本町の博物館でやりました。その時、東京から組合の恩人である梶川温さん（当時農商務省技師）に審査長として来て頂き盛大でした。それが済んで、江戸堀の榎田（料亭）で大阪府の庶務課長熊野さんもお呼びしたのですが、その席で『これを契機としてまちまちの組合を一つにして同業組合を作つたらどうか』との話があり、梶川、熊野氏に、御指導、ご尽力をお願いし、同年七月頃には認可申請の運びとなりました」（「大大阪菓子新聞」菓子公論社、昭和十二年、第一四四号、三一頁）。

資料 二

共同貯蓄二関スル契約証書正文

明治肆拾貳年陸…（中略）

公証人：役場二於テ末記当事者間ノ

契約ニ付本職八其囑託ヲ受ケ：契約書証書を作製スル事左ノ如シ

第壹 玉城政七、前田定吉、植村善之助、玉村安治良、大川平吉、奥

田市郎、西村幸作、荒居織次、住本友吉、八木勇、山本九一郎、黒川

寅吉、上島常次郎、山中伊之助、笹岡新太郎、城野首松、直木清平、

島野文三郎、松田卯一郎八、菓子類販売営業ノ同業者間ニ於テ従来組

織セル共益組雜費ノ基本トシテ毎月一名ニ付金壹円五拾銭宛共同貯金

ヲ為スベキ事ヲ互ニ約諾シ以下ノ契約ヲ締結ス

第貳 前項貯蓄金八同業者新地留造ノ名義ヲ以テ大阪貯蓄銀行へ預ケ

入ヲ為ベキモノトス

第参 組合員拾玖名中毎月交代ニテ名ノ集金係ヲ定メ、各組合員ノ出金ヲ取纏メ銀行預ケ入。
 第肆 銀行預金通帳八同業者岸本豊吉ニ之レガ保管ヲ。
 第伍 此貯金預入レニ限り使用スベキ印章ヲ彫刻シ、同業者松田作二郎ニ之レガ保管。

第陸 此貯金八組合ニ於テ非常ノ出費ヲ要スル場合ノ外決シテ引出ヲ為サザルモノトス且其支出ヲ為サントス。

第漆 組合員中現營業ヲ転廃シ組合ヲ脱退スル時八其名分ニ当ル元金及ビ銀行利息ヲ計算シ直チニ払戻シヲ為スベキ事、

第捌 組合員八如何ナル事情ガアルモ毎月ノ出金ヲ怠ルベカラズ。

第玖 此貯蓄法八本組合存続中継続シテ履行スベキモノトス。

関係人ノ表示左ノ如シ

大阪府大阪市内南区西田手町八拾五番地

平民菓子商 組合員 玉城政七（以下二十二名連記）

「出所」廣瀬為吉『近世日本菓業史 上の巻』菓子公論社、一九五

五、三七三頁

*本稿では、大正・昭和期における大阪雑菓子業界での歴史の変遷過程を論述の対象とした。筆者はすでに別稿で、同業界の第二次世界大戦下での戦時統制への動きについて分析しているので、併せて参照していただければ、幸甚である（中島孝夫「大阪雑菓子業界と統制経済」事業承継学会『事業承継』第四号、二〇一五年四月）。

注

- (1) 「大阪菓子新聞」菓子公論社、昭和十二年、第一四四号、二〇頁。
- (2) 廣瀬為吉『近世菓業誌上』菓子公論社、一九五五年、三六六頁。
- (3) 大阪菓子新聞『大阪菓子同業組合三〇周年記念号』菓子公論社、一九三七年、記載の組合員数から筆者推定。
- (4) 資料一を参照されたい。
- (5) 「大阪菓子新聞」、一九三七年、第一四四号、三一頁。
- (6) 明治三〇年に源首次郎、続いて三宅庄七、潮江義助、中川定次郎、三木覺之助、鹽野米吉、蔭山龜吉、木本政治郎、三野鹿松、赤穂常七、松谷角次、熊野又太郎、井上福松の諸氏が問屋を開業した。
- (7) 廣瀬為吉、前掲書、三六九頁。
- (8) 同上。
- (9) 同上、三六八頁。
- (10) 会長として功労のあった人々の名前を列記すると、中山鶴吉、清水彦次郎、景井正三郎、高味藤七、中野治三郎、池岡又吉、瓦葺甲子郎、大村菊松、岩崎巳之吉、安田豊三郎、上田秀次郎、大西米吉であった。このうち、中山鶴吉は長年の間、同会の会長、相談役として務め会の重鎮であり、大阪菓子同業組合長でもあった。
- (11) 廣瀬為吉、前掲書、三七三頁。
- (12) 廣瀬為吉、前掲書、三七三頁。
- (13) 資料二を参照のこと。
- (14) 廣瀬為吉、前掲書、三七五頁。
- (15) 食料品関係の業界紙が二〇社あり、そのなかには菓子が含まれる。
- (16) 「大阪菓子新聞」大正一四年六月二〇日付参照。
- (17) 「大阪菓子新聞」昭和五年四月二〇日付、一六頁。
- (18) 「大阪菓子新聞」大正一五年四月二〇日付、一四頁。
- (19) 川端直正『大阪の行政』毎日放送、（一九九三）、二六六頁。
- (20) 中村隆英『昭和史一』東洋経済新報社、（一九九三）、一六頁。
- (21) 大阪鶴橋商店街の煎餅商後藤氏は中卸の経験があった。

(22) 『大阪市公設市場七〇年史』 大阪市経済局、一九八九年、四九頁。

参考文献

- 廣瀬為吉 『近世日本菓業史 上の巻』 菓子公論社、一九五五年。
「大大阪菓子新聞」 大大阪新聞社、一九二六年。
「大阪菓子新聞」 大阪菓子新聞社、一九四八年。
『大阪市公設市場七〇年史』 大阪経済局、一九八九年。
川端直正 『大阪の行政』 毎日放送、一九九三年。
中村隆英 『昭和史一』 東洋経済新報社、一九九三年。
(株)中島大祥堂 『中島大祥堂一〇〇年史』 二〇一一年。

